

令和の年金広報コンテスト 募集規約（案）

令和の年金広報コンテストに応募する際に適用される規約を、以下のとおり定めるものとします。

本コンテストへの応募を希望する方は、以下の事項に同意の上で応募するものとし、本コンテストへの応募をもって、本規約に同意したものとみなします。

なお、本コンテストの運営者である厚生労働省年金局は、本規約を変更する場合がありますので、応募の際には最新の募集規約をご参照ください。

I 応募要件

- 1 個人・団体を問わず、どなたでも応募できます。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者は参加する資格を有しません。

II 応募作品

- 1 応募にともない発生した費用は全て応募者が負担するものとします。また、作品応募を持って上記規定に同意したものとします。
- 2 応募作品に登場する人物の肖像権、音楽・映像・音声・図画等の著作権について、応募者があらかじめ著作権を有するもの、もしくは著作物等の権利保有者から使用承諾を得るなど、著作権処理を行ってください。厚生労働省年金局は、応募作品について、使用承諾を得たものとして取り扱うこととし、著作の許諾を得ていないことが判明した場合は、その作品は無効となります。
- 3 音源等については、応募者自身で著作の許諾を得るものとします。
- 4 第三者による権利侵害等の紛争が生じた場合には、応募者が解決するとし、厚生労働省は損害賠償の責任を一切負わないものとします。
- 5 本規約に定めていない事項については、厚生労働省年金局の判断により決定します。応募者がその決定を了解できない場合は、応募者は応募を撤回できるものとします。応募にかかった費用などは返還しませんので、あらかじめご了承ください。
- 6 本コンテストの審査の最終日までの期間に本規約に定める事項に反した場合、応募資格を失うものとします。
- 7 公序良俗・一般常識に照らして厚生労働省年金局が不適切と判断した作品については応募を取り消すとともに、作品の廃棄や削除を要請する場合があります。

Ⅲ 審査について

- 1 応募作品は厚生労働省年金局が設置する年金広報コンテスト審査委員会で審査を行います。
- 2 審査に関する問い合わせは一切受け付けないものとします。
- 3 応募作品に対する賞金などはありません。また、表彰式への出席に要する費用は支給しません。

Ⅳ 応募作品の使用権について

- 1 応募作品については、本コンテストに関連する広報に使用することがあります。
- 2 他のコンテスト作品や他者が保有する広報コンテンツと類似性が認められた場合、受賞後であっても賞を取り消す場合があります。
- 3 応募作品の使用権については、応募の時点で厚生労働省年金局に帰属します。また、応募者は、厚生労働省年金局に対し、利用範囲・期間・方法の制限なく、サブライセンス及び譲渡の可能な利用権を無償で付与するものとします。なお、厚生労働省年金局は、当該利用権に基づき、事前に応募者に通知することなく、ご応募いただいた動画を適宜編集・加工した上で、厚生労働省ホームページ、Facebook、その他広報物等に使用場合があります。
- 4 応募者は学校受験や就職活動等のために本コンテストの応募や受賞歴について公表することができます。ただし、応募者または応募作品が法令に違反する場合には、公表をすることはできません。

Ⅴ 特記事項

厚生労働省年金局が取得する応募者の個人情報については、行政機関が保有する個人情報保護法に基づき取り扱われます。